

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	有	電話	042(769)8354
担当部課名	保健福祉部	高齢者福祉	課	高齢者福祉係
事務事業名	高齢者保健福祉計画推進事業		事業コード	11210

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第2節	いきいきとした高齢社会の創造	12年度
施策名	第1施策	地域ケアサービスの充実	

2 実施根拠及び関連法令等

老人福祉法第20条の8、老人保健法第46条の18、介護保険法第117条

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成をめざす高齢者保健福祉計画の進行管理及び次期計画の策定(計画の見直し)を適切かつ円滑に行う。		市民一般 関連事業者	
		対象数	
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等実態調査(高齢者一般調査、若年者一般調査)の実施(委託料 6,990千円) 高齢者保健福祉推進会議の開催 4回(委員謝礼 291千円) シンポジウム開催 1回(謝礼 154千円)(印刷費 177千円) 		高齢者保健福祉計画の策定(H12.3策定)	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名	高齢者保健福祉計画
		計画年次	12年度~16年度
		3年毎の見直し、H14改定。	

4 評価指標

指標名	高齢者一般調査アンケート回収率と前回(平成10年度)回収率との比較	若年者一般調査アンケート回収率と前回(平成10年度)回収率との比較	シンポジウム参加者数と前回(平成11年度)参加者数との比較
指標式	アンケート回収率(平成13年度)÷アンケート回収率(平成10年度)	アンケート回収率(平成13年度)÷アンケート回収率(平成10年度)	シンポジウム参加者数(平成13年度)÷シンポジウム参加者数(平成11年度)
指標設定の意図	高齢者保健福祉計画改定に係る実態調査に対する市民意識の変化(市民意見の反映度)	高齢者保健福祉計画改定に係る実態調査に対する市民意識の変化(市民意見の反映度)	高齢者保健福祉計画改定に係る市民意識の変化(市民意見の反映度)

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標			a 120	b 100		
指標			c 141	d 100		
指標			e 127	f 100		
事業費	決算(予算)額	224	7,612	8,105	5,601	
	人員・時間数	(0.5人)	(1.0人)	(1.0人)	(1.0人)	
	人件費	4,210	8,420	8,420	8,420	
	その他経費	0	0	0	0	
	合計	0	4,434	16,032	16,525	14,021
特定財源		0	0	0	0	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか								
評価	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 129.4%						
A ▼	B : 一部達成していない(100%> 80%)							
	C : 達成していない (80%>)							
a	119.8	$\times 100 = 119.8\%$	c	141.2	$\times 100 = 141.2\%$	e	127.2	$\times 100 = 127.2\%$
b	100.0		d	100.0		f	100.0	
理由 :	調査に対する市民意識が高くなっており、高齢者保健福祉計画へ充分反映できると考える。							
(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か								
評価	A : 適応している	理由 : 高齢者保健福祉計画は、高齢社会をめぐる課題に対して基本目標や取り組むべき施策を定め、また保健福祉サービスと介護保険サービスの事業量や介護保険料を見込んでおり、その進行管理を含めて行う本事業の必要性は高い。						
A ▼	B : 一部適応していない							
	C : 適応していない							
(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か								
評価	A : 妥当である	理由 : 平成13年度に実施した実態調査の回収率やシンポジウム参加者数を勘案すると、満足する効果はあったと考える。						
A ▼	B : 一部妥当でない							
	C : 妥当でない							
(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適切か								
評価	A : 代替の可能性ない	理由 : 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法の中で市町村において作成するものと定められており、本市において実施すべきである。						
A ▼	B : 代替の可能性低い							
	C : 代替の可能性高い							
(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか								
評価	A : 満足できる	理由 : アンケート回収率やシンポジウム参加者数を勘案すると、市民意識の向上はうかがえる。市民意見の反映には今後も努める必要がある。						
A ▼	B : 一部満足できない							
	C : 満足できない							
(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か								
評価	A : 有効である	理由 : 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)の円滑な実施のためには有効。						
A ▼	B : 一部有効である							
	C : 有効でない							

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : より市民意見を反映できるような推進体制の構築に取り組みたい。</p>
	<p>コスト改善余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 計画策定に必要な最低限の調査及び会議開催としている。</p>

7 総合評価

評価	AAA ▼	他自治体の類似事業との比較	高齢者保健福祉計画は市町村単位で策定しており、見直しの時期も同一である。平成14年度が計画見直しの時期となっており、本市においては、高齢者等実態調査を平成13年度に前倒し実施したもの。
今後の進め方			説明
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--